

平成 30 年 5 月 18 日

平成 29 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 30 条に基づき、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
2. なお、適正手続規則第 29 条に基づき、以下の企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告（以下、合わせて「企業会計基準等」という。）並びに修正国際基準に関する適正手続の遵守状況について、個別に報告を行っている。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」及び改正企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（平成 30 年 1 月 12 日公表、本日、適正手続の遵守状況を報告）
- (2) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（平成 30 年 3 月 30 日公表、本日、適正手続の遵守状況を報告）
- (3) 企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」及び企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（平成 30 年 2 月 16 日公表、本日、適正手続の遵守状況を報告）

【修正国際基準】

- (4) 改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準

によって構成される会計基準)」(平成 29 年 10 月 31 日公表、平成 30 年 1 月 15 日に適正手続の遵守状況を報告)

II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第 4 項から第 12 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言等及び ASBJ による審議に基づいて行われた(適正手続規則第 22 条第 1 項)。
5. 平成 29 年 3 月 28 日に開催された第 357 回企業会計基準委員会において、「仮想通貨に係る会計上の取扱い」について基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされ、この提言を受けて、平成 29 年 4 月 10 日に開催された第 358 回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

論点整理の公表

6. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

7. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 57 号(企業会計基準適用指針第 17 号の改正案)「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」(平成 29 年 5 月 10 日公表、平成 29 年 7 月 10 日コメント期限)
- (2) 企業会計基準公開草案第 60 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 58 号「税効果会計に係る会計基準の適用指

針（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 59 号（企業会計基準適用指針第 26 号の改正案）「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」、企業会計基準適用指針公開草案第 60 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（案）」（平成 29 年 6 月 6 日公表、平成 29 年 8 月 7 日コメント期限）

- (3) 企業会計基準公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（平成 29 年 7 月 20 日公表、平成 29 年 10 月 20 日コメント期限）
- (4) 実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（平成 29 年 12 月 6 日公表、平成 30 年 2 月 6 日コメント期限）
- (5) 実務対応報告公開草案第 54 号「実務対応報告第 34 号¹の適用時期に関する当面の取扱い（案）」（平成 29 年 12 月 7 日公表、平成 30 年 2 月 7 日コメント期限）

【修正国際基準】

- (6) 修正国際基準公開草案第 4 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（平成 29 年 6 月 20 日公表、平成 29 年 8 月 21 日コメント期限）
- (7) 修正国際基準公開草案第 5 号「『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の改正案」（平成 29 年 10 月 31 日公表、平成 30 年 1 月 4 日コメント期限）

- 8. 前項(1)(2)(3)及び(6)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
- 9. 第 7 項(4)(5)及び(7)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

¹ 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」

	適正手続規則	第 7 項(4) 資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い (案)	第 7 項(5) 実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い (案)
公開での審議	原則として公開 (適正手続規則第 7 条第 1 項)	公開草案の公表まで、親委員会において 9 回、専門委員会において 8 回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、親委員会において 6 回、専門委員会において 3 回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	親委員会、専門委員会の 1～3 日前の送付となったケースが散見された。	同左
公開草案公表の議決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成 (適正手続規則第 14 条第 1 項)	出席委員 14 名 (委員総数 14 名) 全員の賛成により公表が承認された。	出席委員 14 名 (委員総数 14 名) のうち 13 名が賛成し、公表が承認された。 また、適正手続規則第 14 条第 3 項に準じて、反対した委員の反対理由を公開草案のコメント募集の文書に参考として記載した。
公開草案の公表期間	原則として 2 ヶ月 (適正手続規則第 19 条第 3 項)	2 ヶ月とした。	同左
公開草案に寄せられた意見の公表	ホームページに公開 (適正手続規則第 19 条第 4 項)	平成 30 年 2 月 20 日に公表した。	平成 30 年 2 月 16 日に公表した。

	適正手続規則	第 7 項(7) 修正国際基準公開草案 第 5 号修正国際基準の 改正 (案)
公開での審議	原則として公開 (適正手続規則第 7 条第 1 項)	公開草案の公表まで、 親委員会において 5 回、作業部会において 5 回、専門委員会にお いて 2 回の審議が公開 で行われた。
資料の 事前送 付	原則としておおむ ね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	親委員会、専門委員会 の 1～3 日目の送付とな ったケースが散見され た。
公開草 案公表 の議決 の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成 (適 正手続規則第 14 条第 1 項)	出席委員 12 名 (委員総 数 14 名) 全員の賛成に より公表が承認され た。
公開草 案の公 表期間	原則として 2 ヶ月 (適正手続規則第 19 条第 3 項)	2 ヶ月とした。
公開草 案に寄 せられ た意見 の公表	ホームページに公 開 (適正手続規則 第 19 条第 4 項)	平成 30 年 1 月 18 日に 公表した。

企業会計基準等の公表

10. 本年度中に公表された企業会計基準等及び修正国際基準は、以下のとおりである。

【日本基準】

(1) 実務対応報告第 35 号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に

関する実務上の取扱い」(平成 29 年 5 月 2 日公表)

- (2) 実務対応報告第 36 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」及び改正企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(平成 30 年 1 月 12 日公表)
- (3) 企業会計基準第 28 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」、企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」、改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」及び企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」(平成 30 年 2 月 16 日公表)
- (4) 実務対応報告第 37 号「実務対応報告第 34 号の適用時期に関する当面の取扱い」(平成 30 年 3 月 13 日公表)
- (5) 実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(平成 30 年 3 月 14 日公表)
- (6) 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(平成 30 年 3 月 30 日公表)

【修正国際基準】

- (7) 改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(平成 29 年 4 月 11 日公表)
- (8) 改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(平成 29 年 10 月 31 日公表)

- 11. 前項(2)(3)(6)及び(8)については、第 2 項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
- 12. 第 10 項(1)(4)(5)及び(7)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 10 項(1) 公共施設等運営事業 における運営権者の 会計処理等に関する 実務上の取扱い	第 10 項(4) 実務対応報告第 34 号の適用時期に関す る当面の取扱い
公開での審	原則として公開	公開草案の公表後、	公開草案の公表後、

	適正手続規則	第 10 項(1) 公共施設等運営事業 における運営権者の 会計処理等に関する 実務上の取扱い	第 10 項(4) 実務対応報告第 34 号の適用時期に關す る当面の取扱い
議	(適正手続規則第 7 条第 1 項)	親委員会において 3 回、専門委員会にお いて 3 回の審議が公 開で行われた。	親委員会において 2 回、専門委員会にお いて 1 回の審議が公 開で行われた。
資料の事前 送付	原則としておおむ ね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	親委員会、専門委員 会の 1～3 日前の送 付となったケースが 散見された。	同左
再公開草案 の可否に關 する審議	公開草案を再度公 表する要請がない か検討 (適正手続 規則第 19 条第 5 項)	再度公開草案を公表 する必要性の有無に ついて審議が行わ れ、再公開草案の必 要性はないことが了 承された。	同左
企業会計基 準等の公表 に関する議 決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成 (適 正手続規則第 14 条 第 1 項)	出席委員 12 名 (委 員総数 14 名) 全員 の賛成により公表が 承認された。	出席委員 14 名 (委 員総数 14 名) のう ち 13 名が賛成によ り公表が承認され た。
企業会計基 準等の公表 に関する賛 成状況	[企業会計基準及び 修正国際基準] 賛成した委員と反 対した委員の名前 を記載 [企業会計基準適用 指針及び実務対応 報告] 委員会の出席委員 数と賛成した委員 数を記載 (適正手続規則第	出席委員数及び賛成 委員数を記載した。	出席委員数及び賛成 委員数並びに反対し た委員の名前及び反 対理由を記載した。

	適正手続規則	第 10 項(1) 公共施設等運営事業 における運営権者の 会計処理等に関する 実務上の取扱い	第 10 項(4) 実務対応報告第 34 号の適用時期に関す る当面の取扱い
	14 条第 2 項) [企業会計基準等及 び修正国際基準] 反対した委員の反 対理由を記載 (適正手続規則第 14条第3項)		
公開草案に 寄せられた 意見と対応 の公表	ホームページに公 開 (適正手続規則 第 19 条第 4 項)	平成 29 年 5 月 2 日 に公表した。	平成 30 年 3 月 13 日 に公表した。

	適正手続規則	第 10 項(5) 資金決済法における 仮想通貨の会計処理 等に関する当面の取 扱い (注)	第 10 項(7) 改正「修正国際基準 (国際会計基準と企 業会計基準委員会に よる修正会計基準に よって構成される会 計基準)」
公開での審 議	原則として公開 (適正手続規則第 7 条第 1 項)	公開草案の公表後、 親委員会において 2 回、専門委員会にお いて 1 回の審議が公 開で行われた。	公開草案の公表後、 親委員会において 2 回、作業部会におい て 2 回の審議が公開 で行われた。
資料の事前 送付	原則としておおむ ね 1 週間前に送付 (適正手続規則第 9 条第 1 項)	親委員会、専門委員 会の 1～3 日前の送 付となったケースが 散見された。	親委員会、作業部会 の 1～3 日前の送付 となったケースが散 見された。
再公開草案 の可否に関 する審議	公開草案を再度公 表する要請がない か検討 (適正手続	再度公開草案を公表 する必要性の有無に ついて審議が行わ	同左

	適正手続規則	第 10 項(5) 資金決済法における 仮想通貨の会計処理 等に関する当面の取 扱い（注）	第 10 項(7) 改正「修正国際基準 （国際会計基準と企 業会計基準委員会に よる修正会計基準に よって構成される会 計基準）」
	規則第 19 条第 5 項)	れ、再公開草案の必 要性はないことが了 承された。	
企業会計基 準等の公表 に関する議 決の状況	委員総数の 5 分の 3 以上の賛成（適 正手続規則第 14 条 第 1 項）	出席委員 14 名（委 員総数 14 名）全員 の賛成により公表が 承認された。	出席委員 14 名（委 員総数 14 名）全員 の賛成により公表が 承認された。
企業会計基 準等の公表 に関する賛 成状況	[企業会計基準及び 修正国際基準] 賛成した委員と反 対した委員の名称 を記載 [企業会計基準適用 指針及び実務対応 報告] 委員会の出席委員 数と賛成した委員 数を記載 （適正手続規則第 14 条第 2 項） [企業会計基準等及 び修正国際基準] 反対した委員の反 対理由を記載 （適正手続規則第 14 条第 3 項）	出席委員数及び賛成 委員数を記載した。	賛成した委員の名称 を記載した。
公開草案に 寄せられた 意見と対応	ホームページに公 開（適正手続規則 第 19 条第 4 項）	平成 30 年 3 月 14 日 に公表した。	平成 29 年 4 月 11 日 に公表した。

	適正手続規則	第 10 項(5) 資金決済法における 仮想通貨の会計処理 等に関する当面の取 扱い（注）	第 10 項(7) 改正「修正国際基準 （国際会計基準と企 業会計基準委員会に よる修正会計基準に よって構成される会 計基準）」
の公表			

（注）資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いについては、平成 30 年 4 月 26 日に字句等の誤りを訂正している。当該訂正については、適正手続規則第 24 条第 4 項に従い、第 383 回企業会計基準委員会（平成 30 年 4 月 26 日開催）において了承を得ている。

以 上